

中部市町村会館機械警備業務委託 特記仕様書

1 目的

中部市町村会館の秩序を維持し、火災、盗難及び破壊行為等あらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、財産の保全と安全を図り、業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 適用範囲

この仕様書は、中部市町村会（以下「甲」という。）において、警備業者（以下「乙」という。）が受託する中部市町村会館の機械警備業務委託に適用する。

3 委託業務の名称

中部市町村会館機械警備業務委託

4 委託業務の場所

沖縄市海邦2丁目9番35号（中部市町村会館1階、2階及び駐車場）

5 履行期間

令和4年5月1日から令和9年4月30日まで（60ヶ月）

6 機械警備業務内容

(1) 警備対象施設

中部市町村会館（1階、2階及び駐車場）

(2) 警備方式

中部市町村会館（以下「会館」という。）の警備業務を機械警備により行うものとする。

機械警備業務とは、警備業法第2条第4項第5号に定義されるもので、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置（以下「警備装置」という。）が感知した信号を、乙の基地局に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により、警備員が当該会館へ急行し、警備業務に当たることをいう。

(3) 機械警備業務

業務内容は次に掲げるものとする。

(ア) 警備装置

警備装置は、次に掲げるものとする。

- ① 施設のドア、窓ガラス等の破損及び開閉を感知する機器
- ② 空間内における発熱体や赤外線の遮断等を感知する機器
- ③ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機器
- ④ 警備の開始、解除の操作を行う機器
- ⑤ 基地局に異常等の信号を送信する機器
- ⑥ 一般公衆回線の断線を監視する機器
- ⑦ 一般公衆回線が使用中の場合、強制遮断して警報信号を送信する機器
- ⑧ 1階正面入口及び駐車場を監視する機器（監視カメラ・スピーカー）

(イ) 警備責任時間

原則として警備装置を開始（セット時）した時点より警備装置のセットが解除された時点までとする。ただし、監視カメラについては、乙の監視センターで映像確認できるシステム仕様とすることで、常時対応すること。

(ウ) 業務内容

- ① 基地局において会館内への侵入、破壊行為等不法行為の発生やその他異常を感知した場合は、警備員が会館へ急行し、会館の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じて次の業務を行うものとする。
 - ・ 現場に応じた緊急措置
 - ・ 会館管理者ならびに職員への連絡・報告
 - ・ 基地局への連絡
 - ・ 警察、消防署等への通報

- ② 警備装置が常に正常な機能を保持するよう管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに甲に通報するものとする。
 - ③ 警備装置の発報時にあつては、警備業法第43条の規定により定めた時間を限度とし、現場に急行するものとする。
- (4) 警備装置の仕様及び留意事項
- ① 警備装置は乙の所有に属する。
 - ② すべての窓ガラス、ドア等、会館内へ侵入可能な箇所に機械（空間センサー等）及び感知センサー等を設置すること。
 - ③ 警備開始・解除を行う機器（カードリーダー等）は、2階執務室側出入口1台及び支援室側出入口1台の計2台設置し、執務室出入口側をメイン機器として、2階フロアすべての警備開始・解除ができ、かつ執務室側と支援室側を分けた警備開始・解除ができる仕様とする。また、支援室側出入口については、支援室側のみの警備開始・解除ができる仕様とすること。
 - ④ 2階執務室出入り口及び支援室入り口の2箇所の施錠とカードキーやマイクロチップによる警備装置の開始・解除を別々に行える仕様とすること。
 - ⑤ 警備装置の開始・解除のカードキーやマイクロチップ等の数量については、甲・乙協議のうえ、定めるものとする。
 - ⑥ 自動通報装置は、停電時に60分以上の蓄電池等によるバックアップ機能を有すること。
 - ⑦ 火災信号は、既設の自動火災報知設備受信機盤より出力される火災一斉警報を、通信回線を使用し、基地局へ自動送信できるようにすること。
 - ⑧ 監視カメラについては、1階正面入口ロビー1台、駐車場3台の計4台を会館管理者・乙協議の上、カメラの死角が発生しない箇所に設置すること。
 - ⑨ 監視カメラの画素数は2メガピクセル以上とし、モニターは監視カメラの画素数に対応した仕様とすること。
 - ⑩ 機械警備作動中に会館敷地内に侵入があった場合、監視センターで映像確認し、スピーカーで注意喚起が行える仕様とすること。
 - ⑪ 乙は監視カメラの映像を常時監視・録画するものとし、録画映像の保存期間については、10日間とする。
 - ⑫ 会館の改修等により、既設の警備装置の移設及び変更等の必要が生じた場合、甲は事前に乙へ通知するものとし、当該工事費は甲・乙協議の上、定めるものとする。

7 警備装置等の設置、取替、変更、撤去及び保守・点検

(1) 設置

- ① 本業務を行うために使用する通信回線については、会館において甲が所有する日本電信電話株式会社の一般回線を使用することとし、通信に係る費用は甲が負担する。ただし、乙の都合により専用回線を設置する場合、設置費用は乙が負担することとし、通信に係る費用については甲が負担するものとする。
- ② 警備に必要な機器類の電気使用料については、甲の負担とする。
- ③ 警備装置の設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合、乙の負担により速やかに修復を行うものとする。

(2) 取替え

甲は履行開始後、乙の設置した警備装置について、警備内容に十分対応できないと判断した場合、乙の負担により機器類の全て又は一部を取り替えさせることができる。

(3) 変更

乙の都合により警備装置の規格等に変更が生じた場合は、速やかに会館管理者と協議のうえ、乙の負担により取り替えるものとする。

(4) 撤去

履行期間終了後は、乙が警備装置を撤去して現状に復するものとし、これに要する費用については、乙の負担とする。

(5) 保守・点検

乙は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

8 調査

警備装置設置箇所については、図面で確認することとするが、事前に下見調査が必要な場合、あらかじめ担当者へ連絡し、訪問する日程等の調整を行うこと。

9 警備装置の取扱説明

警備装置設置後は、速やかに会館管理者と日程等の調整を行い、適切な警備が遂行出来るよう職員を対象とした取扱説明会を開催すること。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。